

第二期大和市子ども・子育て支援事業計画

(概要版)

大和市こども部
令和元年 12 月

目 次

1 計画の策定にあたって	1
2 大和市の子どもと家庭を取り巻く現状	3
3 第二期子ども・子育て支援事業計画への課題	4
4 計画の基本的な考え方	5
5 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項	12
6 計画の推進に向けて	22



1

計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、合計特殊出生率については、平成29年には1.43まで回復しましたが、人口維持のために必要とされる2.07には依然として大きな隔たりがあります。

地域や家庭では、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保などが求められています。このような中、希望するすべての家庭が子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることができます。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進することとしています。さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めています。

大和市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、子どもが生き生きと育つまちづくりを推進してきました。第一期計画がその計画期間を終えることから、国、県の政策動向や社会情勢・本市の現状を踏まえ、「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2

計画の位置づけ

（1）子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。

（2）次世代育成支援対策推進法に基づく「大和市次世代育成支援行動計画」

平成27年3月を期限とする「次世代育成支援対策推進法」が、令和7年3月まで10年間延長され、同法8条第1項に規定される「市町村行動計画」の策定は任意計画となりました。

しかしながら、「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により各種の施策・事業が行われていることから、「子ども・子育て支援事業計画」は、同計画の取組を引き継ぐ計画として位置づけます。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを受け、国は同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等を定めました。また、令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもたちのことはもちろん、同時に、今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画の推進により、健康都市やまと総合計画の将来都市像「健康都市やまと」の実現を目指します。

また、「大和市地域福祉計画」や「大和市学校教育基本計画」など、本市で実施している関連する計画との整合を図ります。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。



5 計画の策定経緯

子育ての当事者など本計画の対象者、子育て支援事業の関係者、教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を審議、策定します。

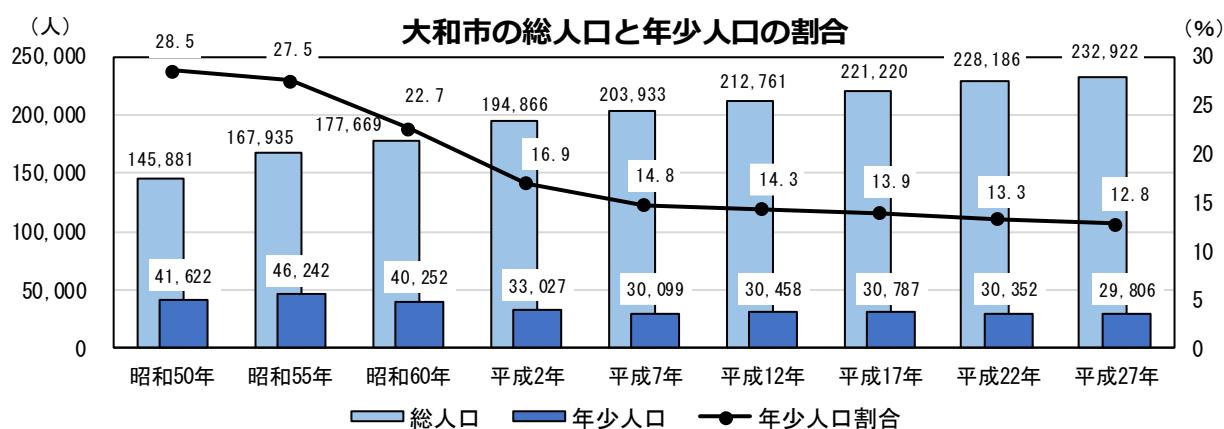
- ・0～5歳の子どもを持つ世帯へのニーズ調査の実施
- ・大和市子ども・子育て会議による審議
- ・やまと市民討議会及びパブリックコメントの実施



大和市の子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口と年少人口割合の推移

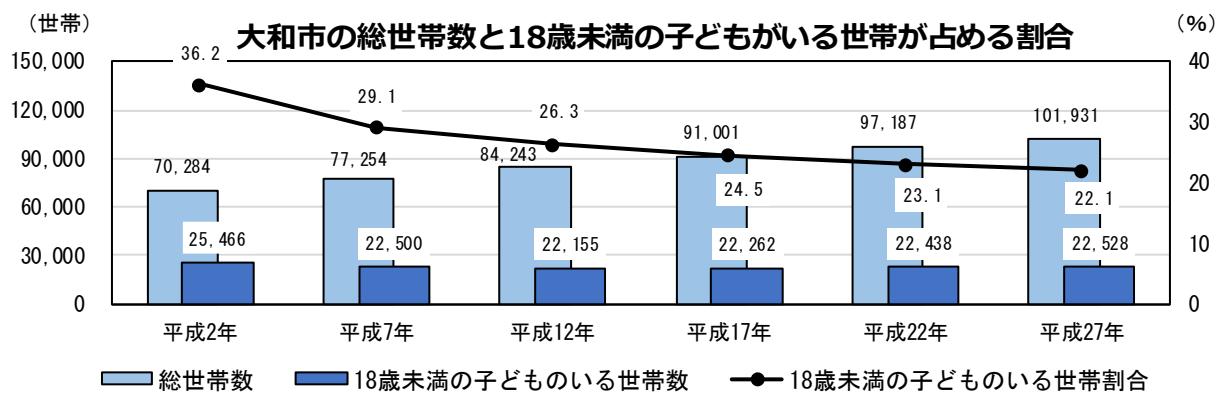
国勢調査による本市の総人口は、昭和 50 年の 145,881 人から平成 27 年には 232,922 人と、約 1.6 倍に増加しました。また、年少人口（0 歳から 14 歳）は、昭和 50 年の 41,622 人から平成 27 年には 29,806 人と、約 7 割に減少しました。総人口に占める年少人口の割合は、昭和 50 年以降減少し、平成 27 年には 12.8% となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 子育て世帯の状況

本市の世帯数は全体として増加傾向にあります。18 歳未満の子どものいる世帯数は平成 2 年から平成 12 年にかけて減少していましたが、平成 12 年以降は微増しています。18 歳未満の子どものいる世帯の構造をみると、核家族世帯（両親と子どもの世帯、ひとり親と子どもの世帯の合計）が全体の 9 割以上を占めています。一方で、三世代同居（両親と子どもと祖父母の世帯）の比率は約 4 %まで減少しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



3

第二期子ども・子育て支援事業計画への課題

多様な働き方・ニーズに対応した幼児期の教育・保育の提供

- 本市ニーズ調査において、就労する母親が増加傾向にあることや共働き世帯が増加する見通しであることから、今後も教育・保育の提供体制については、「量」の確保と「質」の向上の両面から、ニーズが高まることが予想されます。
- 働き方が多様化していることから、保護者の保育ニーズに対応したさまざまなサービスの提供が求められます。

家庭の子育て力を支え育てる支援

- 子育ての主体は家庭であることを基本としながらも、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、子どもの成長はもとより、親としての成長も支援する社会づくりが求められます。
- 育児に関する悩みなど、子育ての不安感を和らげるため、身近な場所で話を聞く場、相談ができる場や、地域のつながりを生み出す場が求められています。また、利用者のニーズに寄り添った相談や、分かりやすい情報発信が求められています。

安心して産み育てることのできる支援

- 少子化が進む中、安心して子どもが産めるよう、子どもを授かりたいと願う人への支援や、安心して出産に臨めるための取組など、少子化対策の重要性が高まっています。

放課後の子どもの居場所や多様な体験の場の提供

- 共働き世帯の増加や子育て環境の変化に伴い、放課後の子どもの居場所の確保が重要となります。また、放課後の過ごし方に係る選択肢が多様化したことから、それぞれの事業の連携と効果的な運用が求められます。
- 青少年の健全育成を図るために、多様な体験の場・機会の充実が必要です。

子どもや家庭の状況に応じた子育て支援

- 障がいのある子どもや外国につながりのある子ども、ひとり親家庭や経済的に困難な家庭の子ども等、配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、さまざまな家庭の状況に応じた子どもと家庭への支援が求められます。
- 児童虐待については、さらなる対策の強化等が求められます。
- 本市ニーズ調査において、子育てにおける経済的負担軽減を望む声が多く聞かれました。



4

計画の基本的な考え方

1 基本理念



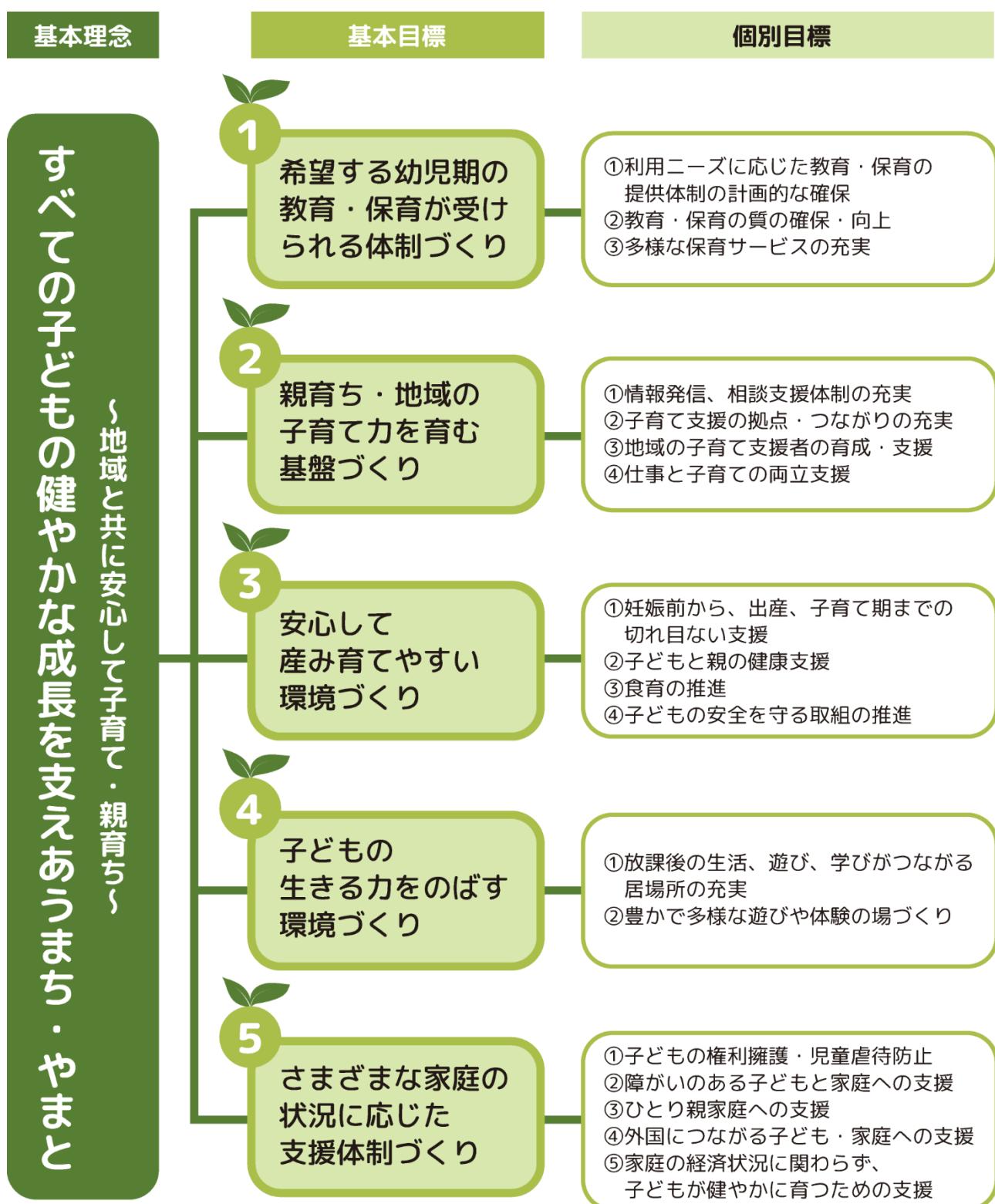
すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと ～地域と共に安心して子育て・親育ち～

将来を担う子どもの健やかな成長は、私たちの心に夢と希望を与えます。また、子どもたちの明るい笑顔や笑い声はまちの元気の源です。そうした存在である子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、また、「子どもを授かりたい」と思ったときから、安心して妊娠、出産に臨み、そして子育てすることができ、育てる喜びや生きがいを感じられるためには、すべての子どもと家庭が地域社会の中でさまざまなつながりを持ち、安心して子育てできるまちの実現が必要です。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、知識や経験が不足したまま子育てに直面することにより、育児の悩みを抱えてしまうケースがみられています。こうした子育て世代に寄り添い、子育ての不安感や孤立感を和らげるとともに、子育て家庭と地域が一緒になって、すべての子どもたちが生き生きと自分らしく育つこと、生きる力を育むことを支えていくことが必要です。

本計画では、すべての子どもたちが笑顔でのびやかに成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びや生きがいを感じるために、家庭と地域が共に成長し、支えあうまちの実現を目指します。

2 施策の体系



3 基本目標・個別目標

基本目標 1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

個別目標① 利用ニーズに応じた教育・保育の提供体制の計画的な確保

- ・保育所、認定こども園、小規模保育等の新設や、認可外保育施設の認可化等により保育の受け皿を確保し、引き続き、希望する幼児期の教育・保育を受けることのできる環境づくりを計画的に進め、待機児童数ゼロの継続を目指します。
- ・幼稚園における長時間預かり保育の支援や、幼稚園を対象とした本市独自の送迎ステーション事業を増設するなど、保育ニーズに対する多様な選択肢を確保します。

個別目標② 教育・保育の質の確保・向上

- ・教育・保育の「質」及び「安全性」の確保・向上を図るため、教育・保育施設の自己評価や第三者評価を進めます。また、認可保育所をはじめ、地域型保育事業所や私設保育施設などに対して、定期的に監査を実施するとともに、巡回訪問などによる助言、指導等を行います。
- ・保育の基盤となる保育士の人材確保に向け、保育施設に対し雇用経費等の補助などを行うほか、潜在保育士を活用するための取組も行います。また、保育士を対象とした研修会を定期的に開催するほか、幼稚園に対しては職員の資質向上を目的とした研修の費用を補助するなど、保育士・幼稚園教諭の人材育成に努めます。

個別目標③ 多様な保育サービスの充実

- ・一時預かりや延長保育など、子育て家庭の状況に合わせて必要な保育サービスを選択しやすい環境づくりを推進します。具体的には、幼稚園や保育所等への補助を継続していくとともに、新たに設置される保育所等においても、一時預かりや延長保育が提供されるよう支援を行います。
- ・令和3年度に開設予定の公私連携型保育所では、送迎ステーション事業、一時預かり事業、休日保育事業など多様な保育ニーズを一体的に提供できるよう整備を進めています。
- ・ファミリーサポートセンター事業は、一時預かりニーズの受け皿であると同時に、地域住民のつながりをつくることで育児不安を和らげ、仕事と子育ての両立を支える側面があります。利用促進のための周知を行うとともに、サービスの担い手となる支援会員の確保にも取り組みます。
- ・本市3か所で実施している病児保育事業の周知を行い、利用者のニーズに即した事業実施に努めます。

基本目標2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり

個別目標① 情報発信、相談支援体制の充実

- ・子育ての不安感や孤立感を和らげ、一人ひとりの状況に応じた最適なサポートを受けることができるよう、ホームページの充実をはじめＩＴの活用などにより子育てに関するさまざまな情報を積極的かつ的確に発信するとともに、子育て中の悩みを気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ・子どもの発達段階に応じた子育てに関する講座、母親父親教室等の学びの機会を作り、親育ちの過程を支えることができるような支援を目指します。
- ・子育てに困難を抱えるなど、特に支援が必要な子育て家庭に対して、養育支援訪問事業や家庭児童相談事業により、それぞれの状況や課題に応じたサポートを行います。

個別目標② 子育て支援の拠点・つながりの充実

- ・子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するため、地域子育支援拠点事業の開設箇所数を増やすとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。
- ・地域の子育てネットワークを拡大していくために、子育てサークルの育成支援や、地域育児センター事業を推進します。

個別目標③ 地域の子育て支援者の育成・支援

- ・地域ぐるみの子育て支援や青少年活動を活性化するために、地域自治会の民生委員・児童委員や青少年育成団体などの活動を支援します。
- ・子育てを支援するボランティアを育成するために、子育てボランティア養成講座の開催や、ボランティアグループの活動支援を推進します。

個別目標④ 仕事と子育ての両立支援

- ・市民や市内事業者に対して、仕事と子育ての両立などをテーマとした啓発活動を実施するとともに、男女がともに働きやすい労働環境づくりを支援するため、取組を進める市内事業所を表彰します。
- ・次代の親を育成する観点などから、中高生を対象とした保育所での保育体験実習を実施します。

基本目標3 安心して産み育てやすい環境づくり

個別目標① 妊娠前から、出産、子育て期までの切れ目ない支援

- ・「子育て何でも相談・応援センター」において、妊娠を考えた時から、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を行います。
- ・子どもを希望する方の経済的な負担を緩和するために、不妊症や不育症に対する治療費、出産費用に関する助成を行います。
- ・安心した出産、育児を支えるために、すべての妊婦が保健師と直接面接を行うとともに、妊婦に対する健康診査、妊産婦等への保健指導、産科医への分娩費用の一部助成を行います。
- ・妊産婦・新生児等の家庭を訪問し、母子の心身の情報を的確に把握するとともに、子育ての相談や情報提供を行います。また、産後うつの予防や新生児期への虐待予防を図るための産後健康診査事業と、出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施を検討します。

個別目標② 子どもと親の健康支援

- ・出産から子育ての時期においては、乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児保健指導のほか、中学校卒業時までの小児医療費助成等を通じて、子どもと親の健康支援に努めます。
- ・子どもの心身の発達への不安の解消の観点から、さまざまな機会を活用して、育児相談や母子保健に関する情報提供を行い、幼児期から健やかな生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- ・広報等を活用して健康診査受診率の向上に努めるとともに、一人ひとりの子どもの発達状況に応じた丁寧な育児支援を行っていきます。また、未受診児の把握に努めています。

個別目標③ 食育の推進

- ・子どもの健やかな心身を育むため、母親父親教室、育児教室、育児相談、保育所等での給食提供などを通して、子どもの発育・発達にあった食の重要性を学ぶ機会を提供し、乳幼児期からの食習慣づくりを支援します。
- ・子どもの孤食を減らす取組や、保護者への子育て支援のため子ども食堂の運営団体へ補助金を交付します。

個別目標④ 子どもの安全を守る取組の推進

- ・乳幼児など、小さな子どもの命を守る観点から、保護者の安否確認や保育施設等における安全対策のほか、災害時に出産後間もない母子が避難する場所の確保などを進めます。
- ・地域での安全・防犯の取組への関心が高まる中、すべての子どもが安心して生活ができ、地域の中で見守られ育てられるような安心・安全な環境づくりを進めます。

基本目標4 子どもの生きる力をのばす環境づくり

個別目標① 放課後の生活、遊び、学びがつながる居場所の充実

- ・子どもの主体性を尊重し、発達段階に応じた適切な生活・遊び・学びの場の提供を通して、子どもたちの「生きる力」を育み、豊かで快適な放課後を過ごせる環境づくりを目指します。
- ・学校内における放課後の児童を対象とした事業の実施にあたっては、運用や使用教室等について学校や教育委員会との協議、調整を行うとともに、各事業が発行するたより等を通じて、児童や保護者等に事業の周知を図ります。
- ・放課後児童クラブについては、学校施設の活用などを通じて、引き続き、入会を希望するすべての児童の受け入れが行えるよう定員数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員の人材の確保を図ります。また、開所時間をはじめとした、多様化する保護者のニーズを把握し、適切な事業運営を図ります。
- ・配慮が必要な子どもを含め一人ひとりの子どもに応じた適切な支援を行うため、関係機関の連携を図るとともに、研修等を通じて放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

個別目標② 豊かで多様な遊びや体験の場づくり

- ・多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動、遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。
- ・室内こども広場の運営などを通して、幼児から学齢の子どもまで、安心してのびのびと遊ぶことができる場を提供します。また、外遊びの機会を創出するため、「ボール遊びもできる公園」など環境の整備に努めるほか、外遊びに関する地域イベントの開催など、「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」に基づく施策を進めます。

基本目標5 さまざまな家庭の状況に応じた支援体制づくり

個別目標① 子どもの権利擁護・児童虐待防止

- ・児童虐待の発生予防の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流の促進などを進めることができます。「子育て何でも相談応援センター」による妊娠期から、出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や、出産後間もない時期の家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問」などにより、子育てなどの悩みの相談や情報提供を行います。
- ・家庭相談員等が、電話、面接、訪問等を行い、子育て等の悩みの相談に応じることにより相談者の抱える問題の解消を図ります。また、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク機能の充実を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、支援体制の強化を図ります。

個別目標② 障がいのある子どもと家庭への支援

- ・障がい児とその家族の支援については、児童発達支援、自立支援給付、地域生活支援事業などの事業によりサービスを提供するほか、市内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。
- ・医療的ケア児とその保護者が地域で安心して生活ができるよう、重度障がい児メディカルショートステイ事業の実施のほか、コーディネーターの配置による相談支援機能の強化など支援体制の整備を進めます。

個別目標③ ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭のさまざまな相談にきめ細やかな対応ができるよう母子・父子自立支援員を配置するとともに、ひとり親家庭等を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実します。
- ・ひとり親家庭が安心して仕事と子育てを両立することができるよう、保育や放課後児童クラブの利用への配慮、就業に向けた教育訓練の支援、生活支援の充実を図ります。

個別目標④ 外国につながる子ども・家庭への支援

- ・本市の国際化協会と連携し、外国語通訳窓口における外国語通訳事業や、通訳・翻訳サービスなどを実施します。また、これらのサービスを活用することで、外国につながる子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。

個別目標⑤ 家庭の経済状況に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

- ・子育て家庭にとって、子どもの教育費等にかかる費用が課題となっています。総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・子どもの貧困対策については、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、『教育の支援』、『生活の安定に資するための支援』、『保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援』、『経済的支援』などの観点から、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう取り組みます。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の概要

子ども・子育て支援制度の対象となる幼児期の教育・保育を提供する施設・事業と、各施設・事業の概要は以下のとおりです。

施設・事業名	施設・事業の概要
幼稚園	3～5歳の保育が必要ない子どもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	0～5歳の保育が必要な子どもと保育が必要でない子どもの両方を対象とする。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。
地域型保育事業	主に0～2歳の保育が必要な子どもを対象とし少人数で保育する以下の4事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かれる。 ①小規模保育事業：定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業 ②家庭的保育事業：定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業 ③居宅訪問型保育事業：特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等で保育を1対1で提供する事業 ④事業所内保育事業：病院や企業が、主に従業員の子どもを預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園 保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園 保育所 地域型保育事業

(2) 幼児期の教育・保育の現在の利用状況

平成 30 年度末時点における計画の供給量（確保方策）達成率と計画の最終年度（令和元年度）までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、保育所等の待機児童数は、平成 31 年 4 月時点で、4 年連続待機児童数ゼロとなっています。

子どもの認定区分	供給量（確保方策）計画値（平成 30 年度）			令和元年度目標値 (進捗率)
	計画値（A）	実績値（B）	達成率（B/A）	
1号+2号のうち教育利用	4,159 人	4,329 人	104.1%	4,159 人 (104.1%)
2号（保育利用）	2,185 人	2,169 人	99.3%	2,509 人 (86.4%)
3号（0歳）	397 人	397 人	100.0%	442 人 (89.8%)
3号（1～2歳）	1,797 人	1,504 人	83.7%	2,105 人 (71.4%)
合 計	8,538 人	8,399 人	98.4%	

(3) 計画最終年度の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等に基づき、量の見込みを推計しました。計画最終年である令和 6 年度の量の見込み（目標事業量）は、1 号認定（幼稚園や認定こども園を利用）が 2,536 人、2 号認定に相当するものの教育利用（幼稚園、認定こども園を利用）が想定されるニーズ量を 368 人、2 号認定（保育事業を利用）が 2,924 人、3 号認定が 2,482 人と推計しました。

令和 6 年度	1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a) 全市	2,536	368	2,924	413	2,069
確保方策合計 (b) 全市		4,090	2,924	523	2,135
北部		1,850	1,595	264	1,071
中部		1,230	735	155	602
南部		1,010	594	104	462
差引 (c=b-a)		1,186	0	110	66

教育ニーズに対する確保方策としては、市内の私立幼稚園における在園児童数が認可定員を下回っていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

また、保育ニーズに対する確保方策としては、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の増加が見込まれますが、保育所や小規模保育施設の整備を進め入所定員の拡大を図ります。また、保育の受け皿として幼稚園を活用するために、一時預かり事業の活用や送迎ステーション事業の充実を図るなど、さまざまな手法を組み合わせながら、待機児童数ゼロの継続に向けて取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）を定めます。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。

また、妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかるワンストップ相談機能として、平成29年度に「子育て何でも相談・応援センター」を保健福祉センターに設置しました。電話や来所相談に応じるとともに、母子健康手帳の交付時に、全数の妊婦と保健師が面談を行い、支援を必要とする妊婦に対し支援プランを作成し、継続的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

(ア) 基本型・特定型

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内3か所（保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」）に保育コンシェルジュを配置します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (か所)	3	3	3	3	3
確保方策 (b) (か所)	3	3	3	3	3
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(イ) 母子保健型

「子育て何でも相談・応援センター」を、子育て相談のワンストップ拠点として運営します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (b) (か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

※基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や保育所等にあたっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどをを行う。

※特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。いわゆる保育コンシェルジュ。

※母子保健型：保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳の子どもとその保護者を対象としています。

量の見込みと確保方策

平成30年8月にこどもーるつきみ野が市民交流拠点ポラリスに移転（移転により名称をこどもーる中央林間に変更）したことを利用者が増加しています。今後も利用ニーズは増加することを見込み、計画最終年の令和6年度の月当たり利用延べ回数を3,186人日と推計しました。

市内4か所で実施していますが、より身近な地域で利用できることが望ましいことから、令和3年に開所予定の公私連携型保育所内において新たに開設することとし、計画期間中に5か所とします。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	3,061	3,092	3,123	3,154	3,186
確保方策 (b) (か所)	4	5	5	5	5

(3) - 1 一時預かり事業（幼稚園等における預かり保育）

事業の概要

保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園（認定こども園の教育機能部分を含む。以下「幼稚園等」という。）の在園児について、主として幼稚園等の教育標準時間の前後に一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、本市ニーズ調査に基づく幼児教育・保育の無償化後の利用意向の増加を見込み、計画期間の幼稚園における預かり保育の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和6年度の利用延べ回数を92,414人日と推計しました。

希望する在園児が利用できるよう、幼稚園等の預かり保育の推進に努めています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
確保方策 (b) (人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
北部 (人日)	35,804	35,469	35,153	34,855	34,575
中部 (人日)	22,619	24,178	25,805	27,504	29,279
南部 (人日)	27,552	27,802	28,054	28,306	28,560
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(3) - 2 一時預かり事業（保育所等における一時預かり、幼稚園型を除く）

事業の概要

保育所等における一時預かりは、0～5歳児を対象としています。保護者の用事や就労等、家庭において保育を受けることが一時的又は断続的に困難となった乳幼児について、主として昼間に市内の保育所で一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保方策

令和3年4月の開所に向けて、旧青少年センター跡地に公私連携型保育所等の整備を進めており、当該施設においても一時預かり事業及び送迎ステーション事業の実施を予定していることから、これによる利用ニーズの増加も見込み、計画最終年である令和6年度の利用延べ回数を34,043人日と推計しました。認可保育所等の新設に伴い、一時預かりの受け入れ枠が増加するよう努めるとともに、公私連携型保育所の整備を着実に進めています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
確保方策 (b) (人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
北部 (人日)	14,338	14,251	14,185	14,138	14,109
中部 (人日)	6,073	11,804	15,541	19,282	19,131
南部 (人日)	527	586	651	723	803
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（妊娠婦・新生児等訪問事業）

事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。

量の見込みと確保方策

出生数の減少が見込まれますが、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (人数)	1,965	1,939	1,913	1,892	1,872
確保方策 実施体制 (人)	市常勤職員（保健師13名・管理栄養士2名）に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
実施機関	市直営で実施します。				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、臨床心理士、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。

量の見込みと確保方策

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じるため、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

今後は、産科医療機関との連携強化をさらに進め、産後うつの早期発見・早期支援体制の強化に取り組むとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談しやすい体制の整備に努めます。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (人数)	867	867	867	867	867
確保方策 実施体制	専門的相談支援は、市の職員（臨床心理士、保育士等）、育児・家事援助については、訪問派遣事業所のヘルパー等の人員を確保し、訪問支援を行います。				
実施機関	市で実施します。				
委託団体等	大和市と契約締結している訪問員派遣事業所				

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

事業の概要

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。

量の見込みと確保方策

保育園や幼稚園の一時預かりなど預かりサービスの多様化に伴い、本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、令和元年10月以降の幼児教育・保育無償化に伴う利用増が見込まれるなど、減少要因と増加要因の両方が想定されることから、今後の量の見込みについては平成30年度実績と同数を見込みました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないとから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ等による広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
確保方策 (b) (人日)	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率に基づき量の見込みを推計し、計画最終年である令和6年度の利用人数を3,807人と推計しました。

延長保育を実施している保育所の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて、必要な延長保育を受けることができる状況にあり今後も同様に継続される見込みです。認可保育所の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、保育の受け皿が増えることから、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人数)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807
確保方策 (b)	(人数)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807
北部	(人数)	1,357	1,499	1,655	1,829	2,020
中部	(人数)	712	776	846	922	1006
南部	(人数)	418	489	571	668	781
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(8) 病児保育事業

事業の概要

病気中又は病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師及び保育士が一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保方策

令和元年度からの施設数及び定員数の拡大を含め、病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和6年度の利用人数を1,896人と推計しました。地域や時期による必要量の違いを見極めつつ、ホームページ等の広報媒体や、利用者支援事業を通じて、利用促進のための周知を図っていきます

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a)	(人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
確保方策 (b)	(人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

新・放課後子ども総合プランにおける放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出等の考え方に基づき、各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けることが見込まれる人数を勘案するととともに、小学校2年生以上の利用者については、放課後児童クラブ入会児童における、学年ごとの利用率の実績も考慮して、量の見込みを推計しました。

女性の就労意欲の高まりを受け、共働き世帯が増える中で、入会を希望する児童の増加が見込まれることから、今後においても児童の居室確保が必要であると考えられます。学校の余裕教室や民間活力を活用し、すべての児童の受け入れが可能となるよう、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にし、居室の確保を図っていきます。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
北大和小学校	238	255	271	288	291
林間小学校	129	137	138	142	147
大和小学校	130	127	131	135	134
草柳小学校	57	56	55	52	49
深見小学校	73	76	79	79	89
桜丘小学校	71	78	91	100	102
渋谷小学校	97	105	111	117	127
西鶴間小学校	126	129	136	137	135
緑野小学校	126	128	136	142	144
上和田小学校	39	40	41	42	42
柳橋小学校	103	107	109	108	112
南林間小学校	142	154	156	158	156
福田小学校	88	95	104	107	112
大野原小学校	121	125	133	137	145
下福田小学校	80	81	79	77	73
大和東小学校	83	89	97	109	118
文ヶ岡小学校	75	86	88	89	94
中央林間小学校	111	141	164	186	207
引地台小学校	41	37	35	35	33
確保方策 (b) (人数)	1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
	(か所)	25	25	25	25
差引 (c=b-a)		0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査

事業の概要

妊娠の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

量の見込みと確保方策

直近の受診者数の推移と対象者 1 人あたりの平均公費助成回数から量の見込みを推計しました。計画最終年である令和 6 年度の妊婦健康診査の対象者数は 1,959 人、健診延回数は 21,516 回と推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である 14 回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう、引き続き、母子健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み (人数)	2,066	2,039	2,012	1,985	1,959
(健診延べ回数)	22,696	22,395	22,098	21,805	21,516
確保方策	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
実施体制	<ul style="list-style-type: none">市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関直接委託契約している助産院その他の医療機関や助産院は、受診者からの還付申請で対応				
検査項目	<ul style="list-style-type: none">国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる市が定める健康診査の内容				
実施時期	・妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				



6

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進行管理

子ども・子育て支援事業の推進は、「こども部」が中心となって行います。推進にあたっては、府内関係各課と連携して取り組むとともに、幼稚園や保育所などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

また、計画の進行管理は、毎年度「こども部」が行いますが、「大和市子ども・子育て会議」においても事業の実施状況について審議します。

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

2 個別事業の点検・評価

本計画は、PDCAサイクル（計画、実施、点検、改善）を着実に実行するため、事務事業評価の結果なども活用しながら点検を行っていきます。

また、個別事業の評価結果を基に、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

毎年度計画の点検結果等を本市のホームページ等で公表します。

